

国内経済要録

◇銀行の配当に関する大蔵省事務連絡について

大蔵省は、2月15日、銀行の配当に関する銀行局銀行課長および中小金融課長連名の事務連絡を行った。その内容は次のとおり。

銀行の配当に係る留意事項について

1. 銀行の配当率の決定については、56年6月に、昭和50年7月7日付蔵銀第1994号「銀行の配当について」および同日付蔵銀第1997号「相互銀行の配当について」通達のほかには特段の規制を設けることなく、専ら各銀行の自主性を尊重することを明らかにしたところである。これは、各銀行の経営努力の成果を実態に即して利益の計上と処分とに反映させようとする考えに基づくものである。

従って、増減配についても、各銀行の経営実態に即してその自主的な判断にゆだねられるべきものであるが、その際、銀行業の公共性にかんがみ、健全経営の確保の観点から適正な内部留保の充実に配慮すべきことは言うまでもない。

2. この観点から見ると、例えば、保有有価証券等の売

却益に過度に依存した利益の計上を行い、あるいは、利益の処分に当たって配当性向を著しい高水準に引上げるようなことは、今後にありうべき一層厳しい経営環境に対する銀行の適応力を弱めるおそれがあり、銀行決算の在り方として慎重に対応すべきものと考えられる。

従って、今後の配当の実施に当たっては、配当性向の動向のみならず、例えば、有価証券関係損益控除後の経常利益の動向等の各種の指標によって営業成績の実態と翌期以降の展望を見極めた上、仮に増配を行う場合にもこれを適正な水準にとどめ、また、他行の増配に無理に追随するようなことは避けるとともに、状況に応じて一時的な減配をも実行する等、経営者の良識と果断をもって対処することとされたい。

◇郵便貯金を利用した自動払込みの取扱いに関する省令について

郵政省は、3月8日、預金者の指定する日に郵便貯金(総合通帳の形式を有するもの)から公共料金等の払込みを行うことができる(6月1日以降)旨の自動払込みの取扱いに関する省令を公布した。

なお、6月1日以降自動払込みが実施される地域は、当面現在オンライン化されている24都府県となる見通し。